

市民協働事業提案制度 審査基準

①第1次審査

審査項目	観 点
継続性	計画を継続して実現するために、自ら資金や人材の確保に努めているか。
公益性	受益者が特定の地域や人に限定されず、広く波及効果を持つ事業であるか。(仮に地域的な事業であっても、後々市域に広がる可能性を持っているか。)
協働の必要性	市と他の主体が協働で取り組むことによって、より大きな成果が期待できる事業であるか。
課題認識と事業の有効性	課題を的確に把握し、事業の内容・方法等がその解決に有効なものと認められるか。

②第2次審査

審査項目	観 点
実施の可否	事業遂行能力があり、協働の相手方として信頼のおける団体であるか。
実現可能性	役割が明確で事業の実施体制・スケジュールは適当か。
経済性	経費の積算は適当か。また、市が単独で実施するよりも費用対効果が大きいと期待できるか。
協働企画力	第1次審査後の担当課との協議を踏まえ、より優れた内容に更新して提案したか。